



平成23年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社 サ ト ー
代 表 者 代表取締役執行役員社長 西田 浩一
(コード番号 6287 東証第一部)
U R L <http://www.sato.co.jp>
問い合わせ先 常務執行役員経営企画本部長 櫛田 晃裕
電 話 番 号 03(6665)0639

商号の変更ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更及び会社分割に伴う「定款の一部変更」を平成23年6月24日開催予定の第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、新設分割及び吸収分割の方法により、平成23年10月3日(予定)を効力発生日として当社の全事業を新たに設立する会社及び当社の100%子会社に承継させ、持株会社制へ移行いたします。これに伴い、商号の変更を行うとともに現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)を変更するものであります。

なお、当該変更につきましては、平成23年6月24日開催予定の第61回定時株主総会に付議する「新設分割計画及び吸収分割契約承認の件」が承認されることを条件とし、併せて平成23年10月3日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

2. 商号の変更

(1) 新商号

サトーホールディングス株式会社 (英文:SATO HOLDINGS CORPORATION)

(2) 変更予定日

平成23年10月3日

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社サトー</u> と称し、英文では <u>SATO CORPORATION</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>サトーホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>SATO HOLDINGS CORPORATION</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式(または持分)を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

現行定款	定款変更案
1. 光学記号、電波記号等自動識別システムの開発 製造販売	(1) (現行どおり)
2. 電子機械器具の製造販売	(2) (現行どおり)
3. 磁気カードプリンタ、磁気カード読取機、磁気 カード読取・書込機等の機械器具の製造販売	(3) (現行どおり)
4. ラベル、シール用自動貼付け機等の省力機械器 具の製造販売	(4) (現行どおり)
5. ラベル、シール、タグ(値札、商品札等)、チ ケット、カード(磁気カード、アイシーカード、 ポストカード等)等を使用する表示用機械器具 の製造販売	(5) (現行どおり)
6. 前各号の機械器具の保守	(6) (現行どおり)
7. コンピュータ等情報機器のシステム設計なら びにソフトウェアの開発および販売	(7) (現行どおり)
8. 情報処理サービスの提供に関する業務	(8) (現行どおり)
9. 印刷機械の製造販売	(9) (現行どおり)
10. 札取付け機械器具の製造販売	(10) (現行どおり)
11. 計量機の製造販売	(11) (現行どおり)
12. 店舗用商品等の監視装置の製造販売	(12) (現行どおり)
13. テープ類の製造販売	(13) (現行どおり)
14. ラベル、シール、タグ(値札、商品札等)、チ ケット、カード(磁気カード、アイシーカード、 ポストカード等)、ポスター、チラシ、伝票等 の製版、印刷、加工ならびに製造販売	(14) (現行どおり)
15. 接着剤、剥離材の製造販売	(15) (現行どおり)
16. インキローラー、カーボンリボンおよびトナ ーの製造販売	(16) (現行どおり)
17. ラベル、シール用紙類の製造販売	(17) (現行どおり)
18. 包装機械器具の製造販売	(18) (現行どおり)
19. 上記各号に関する輸出入業務	(19) (現行どおり)
(新 設)	(20) <u>ロジスティクスソリューション事業</u>
(新 設)	(21) <u>一般貨物、特殊貨物、美術品などの輸送・ 搬入・据付作業</u>
(新 設)	(22) <u>工業用ゴム製品の製造販売</u>
(新 設)	(23) <u>合成樹脂の製造販売</u>
(新 設)	(24) <u>知的財産権の取得、維持、管理、使用許諾 および譲渡</u>
(新 設)	(25) <u>労働者派遣事業</u>
(新 設)	(26) <u>有料職業紹介事業</u>
20. 動産および不動産の賃貸	(27) (現行どおり)
21. 損害保険代理業	(28) (現行どおり)
22. 上記各号に付帯する一切の業務	(29) (現行どおり)

現行定款	定款変更案
(新 設)	<u>2 当社は、前項各号の事業および前項各号に付帯する一切の業務を営むことができる。</u>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 第1条（商号）および第2条（目的）の規定の変更は、平成23年10月3日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。</u></p>

(2) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成23年6月24日

定款変更の効力発生日

平成23年10月3日

以 上